都道府県中間年評価書 (集落協定等の自己評価関係)

都道府県名 鹿児島県 担当部署 農政部農村振興課

中山間地域等直接支払制度の実施状況(R3年度)

1. 制度の実施状況の概要

			協定数		農用地面積		交付額		
ア	集剂	落協定	632	協定	7, 103	ha	75, 098	万円	
	a	基礎単価の対象	140	協定	1, 196	ha	11, 905	万円	
	b 体制整備単価の対象		492	協定	5, 907	ha	60, 531	万円	
	c :	加算措置							
		(a)棚田地域振興活動加算	7	協定	37	ha	371	万円	
		(b) 超急傾斜農地保全 管理加算	10	協定	33	ha	193	万円	
		(c)集落協定広域化加算	1	協定	19	ha	37	万円	
		(d) 集落機能強化加算	2	協定	63	ha	127	万円	
		(e) 生産性向上加算	41	協定	644	ha	1, 933	万円	
イ	個別	削協定	2	協定	7	ha	67	万円	
	a	基礎単価の対象	0	協定	0	ha	0	万円	
	b	利用権設定等単価 (10割単価)の対象	2	協定	7	ha	67	万円	
	c	超急傾斜農地保全管理加算	0	協定	0	ha	0	万円	
		合計	634	協定	7, 110	ha	75, 164	万円	

【参考】

R 3年耕地面積※ 79,96	0 ha
-----------------	------

^{※「}耕地及び作付け面積統計」より転記

2. 集落協定の概要

	協定参加者数	交付面積	交付金額		
1協定当たり平均値	22 人	11 ha	119 万円		

【参考】

ア協定参加者数	14,169 人
イ 交付金配分額	75,098 万円
a うち個人への配分	32,255 万円
b うち共同取組活動	42,843 万円

Ⅱ 都道府県による評価結果

1. 評価項目に対する都道府県の評価

(1)集落協定

	評価項目	計	平価結果	(協定数)	
	計[[[4]]]	0	0	\triangle	×
ア	集落マスタープランに係る活動	278	354		
イ	農業生産活動等として取り組むべき事項				
	a 耕作放棄の防止等の活動	277	354	1	
	b 水路・農道等の管理	307	325		
	c 多面的機能を増進する活動	270	360	2	
ウ	集落戦略の作成				
	a 集落戦略の作成見込み	144	325	20	4
	b 集落戦略の話合いに用いる地図の作成状況	125	151	209	8
工	加算措置の目標の達成状況・達成見込み				
	a 棚田地域振興活動加算		8		
	c 急傾斜農地保全管理加算	3	7		
	d 集落協定広域化加算	7			
	e 集落機能強化加算		4		
	f 生産性向上加算	17	30		
		優	良	可	不可
オ	全体評価	402	217	3	10
		(63.6%)	(34.3%)	(0.5%)	(1.6%)

1の(1)について都道府県の総合的な所見【必須】

市町村による評価において、全体評価では「優」の協定が63.6%、「良」の協定が34.3%の評価となっており、おおむね適切に活動を行っていると評価できる。

一方で,一部の協定が「可」「不可」の評価となっているため,市町村等と連携して個別に支援を行う必要がある。

(2) 個別協定

	評価項目	言	平価結果	(協定数)	
	計価項目	0	0	Δ	×
ア	利用権の設定等又は同一生産行程における基幹的農作業の受委託	2			
イ	農業生産活動等として取り組むべき事項				
	a 耕作放棄の防止等の活動	1	1		
	b 水路・農道等の管理	1	1		
	c 多面的機能を増進する活動	1	1		
ウ	利用権設定等として取り組むべき事項	2			
エ	加算措置 (超急傾斜農地保全管理加算)				
		優	良	可	不可
才	全体評価	2			
		(100%)	(0%)	(0%)	(0%)

1の(2)について都道府県の総合的な所見【必須】

市町村による評価において、2協定とも「優」の評価となっており、適切に活動を行っていると評価できる。

【参考】1について市町村の所見(抜粋)

各集落とも定期的に草刈り等を実施し、水路・農道管理を行えている。また、れんげ・菜の花等を植え、景観の維持にも努めている。集落戦略の進捗状況については(新型)コロナ(ウイルス感染症)等の影響で各協定にばらつきがあるものの、令和4年度末の作成を目標に各協定取り組んでいるところである。【姶良市】

1について第三者機関の意見【必須】

一定程度、適切な取組が行われている。

- 集落協定の全体評価は63.6%が「優」ではあるが、それぞれの項目においては「優」よりも 「良」が多いことや、「可」「不可」も少なからず記載されていることは注視すべき。
- 個別協定においてはおおむね適切な活動を行っていると評価できる。
- こちら側からの問いかけに対するデータで評価をしているが、農業者自身が将来の展望等をどう思っているかが非常に重要。本県には離島が多くあるなど、高齢化、少子化、過疎化について地域差が大きいため、一括りにせず、農業との関わりの中で精査をしていく必要がある。また、本制度は非常に使い勝手が良い制度だが、周知状況の地域・世代間のばらつきや、若い世代が取り組みにくいという課題がある。高齢化や生産性だけの問題となっていることも反省しなければならないのではないか。

2. 評価が「△」・「×」の評価項目に対する指導・助言の状況

(1)集落協定

	評価項目	指導・助言の内容の内訳(内訳ごとの協定数)									
	計圖視日	A	В	С	D	Е	F	G	Н	Ι	J
ア	集落マスタープランに係る活動										
イ	農業生産活動等として取り組む べき事項										
	a 耕作放棄の防止等の活動	1									
	b 水路・農道等の管理										
	c 多面的機能を増進する活動		1								
ウ	集落戦略の作成										
	a 集落戦略の作成状況・作成 見込み	16	16			4					
	b 地図の作成状況	177	141		24	12					
工	加算措置の目標の達成状況・ 達成見込み										
	a 棚田地域振興活動加算										
	b 超急傾斜農地保全管理加算										
	c 集落協定広域化加算										
	d 集落機能強化加算										
	e 生産性向上加算										

(2)個別協定

	評価項目		指導・助言の内容の内訳 (内訳ごとの協定数)									
			В	С	D	Е	F	G	Н	Ι	J	
ア 利用権の設定等又は同一生産行程 における基幹的農作業の受委託												
イ	農業生産活動等として取り組むべき事項											
	a 耕作放棄の防止等の活動											
	b 水路・農道等の管理											
	c 多面的機能を増進する活動											
ウ	利用権設定等として取り組むべき事項											
工	加算措置 (超急傾斜農地保全管理加算)											

3. 集落協定の話合いの回数と集落戦略の作成

(1)集落協定の話合いの回数

			全協定数	話合い回数 (回数ごとの協定数)					
			土勋足剱	0回	1回	2回	3回以上		
	R	2年度	624	2 (0%)	112 (18%)	161 (26%)	349 (56%)		
集落協定の		うち集落戦略	485	1 (0%)	335 (69%)	69 (14%)	80 (16%)		
話合いの状況	R	3年度	632	2 (0%)	113 (18%)	170 (27%)	347 (55%)		
		うち集落戦略	492	1 (0%)	329 (67%)	78 (16%)	84 (17%)		

3の(1)について都道府県の所見【必須】

集落戦略を作成する協定のうち、ほとんどの協定が1回以上の話合いを行っており、話し合い回数については、おおむね適切であると評価できる。

一方,話合いの回数が0回の協定は、新型コロナウイルス感染症の影響で話合いが行えなかったところであり、引き続き、書面による協議の実施についても助言するなど、最終年度の令和6年度までに集落戦略の作成が完了するよう支援していく必要がある。

(2)集落戦略作成の話合いの参加者

	話合いの参加者	協定	定数	割合	
1	協定参加者	466	協定	94. 7	%
2	協定参加者以外の集落の住民	51	協定	10.4	%
3	農業委員等、市町村や農業委員会及びJA等の関係組織の担当者	78	協定	15. 9	%
4	NPO法人、企業、学識経験者、専門知識等を有する者	5	協定	1.02	%
(5)	協定役員のみ	79	協定	16. 1	%
6	話合いをしていない	1	協定	0.2	%

3の(2)について都道府県の所見【必須】

9割以上の協定で協定参加者が集落戦略作成の話合いに参加しており、おおむね適切であると評価できる。

一方で協定参加者以外の住民等はあまり参加していないところであり、多様な立場からの意見を反映するため、協定参加者以外の参加についても促進していく必要がある。

【参考】3について市町村の所見(抜粋)

全ての集落で毎年度、話合いが行われているが、集落により回数の差が大きいため回数が少ない集落を中心に話合いの開催に向けた支援等を実施していく必要がある。

集落戦略作成の話合いの参加者は主に協定参加者となっており、協定参加者以外の集落の住民やその他関係機関等を含めた話合いは少ない状況である。【鹿屋市】

3について第三者機関の意見【必須】

一定程度、適切な取組が行われている。

- 大多数の協定で協定参加者が話し合いに参加していることは大いに評価出来るが、参加回数を 重ね、より会議内容の理解を深めることが重要。協定参加者以外の多彩な参加が求められる一 方、協定役員のみでの綿密な話し合いも会議の前さばきとしてより有効とおもわれる。
- コロナ禍で定着したオンライン会議などの活用も検討すべきではないか。
- 話し合いのオンライン化について、まだ現実的な課題になっていないかもしれないが、今後、協定が広域化することによって集落間の距離が離れたり、若い人に協定に参加してもらったりする際には重要になる。現場とオンラインのハイブリッドでの話合いの開催についても支援する必要がある。
- 集落戦略作成の話合い参加者数が9割程度と高いのは今後の期待値の表れか。集落戦略作成を目的としたため、参集範囲が協定参加者だけになりがち、農業者だけの計画は集落の維持・発展につながらない。「本加算は外部人材の確保、移住促進、農福連携など農村コミュニティの活性化に関する活動に活用できるため」、集落戦略の実践に際して有用と考えられる。
- 市町村担当の方々から協定参加者以外の参加を促すことが重要。
- 寄り合いについて、夜は高齢者の方が運転が怖くて集まるのが難しく、昼は仕事をしている若い方が集まるのが難しいという状況を聞いているところ。会議等の企画を工夫し、農村の取り組みを後押しすることで若いリーダーが生まれて、集落をまとめる体制ができると集落活動も上手くいくと思う。

4. 市町村に要望する支援内容

(1)集落協定

(2) 個別協定

市町村に要望する支援内容	協定数	割合	市町村に要望する支援内容	協定数	割合
① 協定書作成に係る支援	349 協定	55. 2 %	① 協定書作成に係る支援	協定	0 %
② 集落戦略作成に係る支援	265 協定	41.9 %		協定	0 %
③ 目標達成に向けた支援	173 協定	27.4 %	③ 集落協定の立ち上げに 向けた支援	協定	0 %
④ 協定の統合・広域化への支援	48 協定	7. 59 %	④ 協定対象面積の拡大に向けた支援	協定	0 %
⑤ 事務負担軽減に向けた支援	255 協定	40.3 %	⑤ 事務負担軽減に向けた 支援	協定	0 %
⑥ ①~⑤以外の支援	20 協定	3. 16 %	⑥ ①~⑤以外の支援	1 協定	50 %
⑦ 特に支援を要望しない	145 協定	22.9 %	⑦ 特に支援を要望しない	1 協定	50 %

4の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

「協定書作成」,「集落戦略作成」,「事務負担軽減」に係る支援を要望している協定が4割以上となっており,事務作業に多くの協定が負担を感じているところ。事務作業の委託等により負担を軽減している事例を収集して市町村・協定に共有するとともに,各種様式・手続の簡素化について国への要望を検討していく必要がある。

【参考】4の(1)及び(2)について市町村の所見(抜粋)

協定書や集落戦略の作成については、これまでも地図情報の作成等に一定の支援を行ってきたが、目標達成に向けた支援も含めより一層の支援を検討していきたい。【薩摩川内市】

4の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

適切な取組には、さらに努力が必要。

- 協定書作成,集落戦略作成,事務負担軽減に係る支援要望が4割以上と続く傾向が今後とも読み取れる。事務作業の委託化(行政OB等の活用策等)や各種様式や手続きの簡素化など,成功例や他県の動向等も調査分析が必要。
- 「協定書の作成」、「集落戦略作成」、「事務負担」が大きな障害になっていることが見て取れる。当事者が是とする適切な支援の有無が取り組みの明暗を左右すると思われる。

次期対策(令和7年度~)等

1. 継続の意向等 (1)集落協定

		次	期対策(令和7年度~)での活動継続の意向等	協定数		割合	
継糸	売意向	の協	定数	578	協定	91. 5	%
			或化の意向がある	71	協定	12. 3	%
	句の場	広垣	並化の意向はない	507	協定	87. 7	%
廃」	廃止意向の協定数					8. 54	%
		1	活動の中心となるリーダーの高齢化のため	36	協定	66. 7	%
		2	協定参加者の高齢化による体力や活動意欲低下のため	42	協定	77.8	%
		3	地域農業の担い手がいないため	38	協定	70.4	%
		4	農業収入が見込めないため	13	協定	24. 1	%
	協	(5)	鳥獣被害の増加	30	協定	55. 6	%
	定廃	6	農道や水路、畦畔の管理が困難なため	21	協定	38. 9	%
	止	7	圃場条件が悪いため	14	協定	25. 9	%
	の理	8	事務手続きが負担なため	9	協定	16. 7	%
	由	9	交付金の遡及返還への不安なため	11	協定	20. 4	%
		10	統合の相手先となる協定が近隣にないため	3	協定	5. 56	%
		11)	協定内の意見がまとまらず、合意形成が困難なため	3	協定	5. 56	%
		12	交付金がなくても農用地の維持・管理が可能なため	2	協定	3. 7	%
		13	その他	1	協定	1.85	%

(2)個別協定

			協定数		割合		
継続	意向	の協	2	協定	100	%	
廃止	意向	の協		協定	0	%	
		1	高齢化による体力低下や病気のため		協定		%
		2	後継者がいないため		協定		%
	定廃止の理	3	これ以上の規模拡大が困難なため		協定		%
		4	集落協定に参加するため		協定		%
		(5)	農道や水路、畦畔の管理が困難なため		協定		%
		6	農業収入が見込めないため		協定		%
		7	鳥獣被害が増加しているため		協定		%
		8	圃場条件が悪いため		協定		%
		9	事務手続きが負担なため		協定		%
		10	交付金の遡及返還が不安なため		協定		%
		11)	近隣の協定が農地を引き受けてくれるため		協定		%
		12	交付金がなくても農用地の維持・管理ができるため		協定		%
		13	その他		協定		%

集落協定の広域化等に対する推進方針

広域化の意向がある協定に対しては、広域化が実現するよう、目標設定に関する助言など積極的に支援していくとともに、広域化の意向がない協定に対しても引き続き情報提供を行い、広域化について検討を促進する。

廃止意向の協定に対する働きかけの方針

廃止の意向がある協定に対しては、近隣協定との広域化することにより活動を継続できないか検討を促していく。また、協定を廃止するのではなく、継続可能な農用地だけでも活動を継続できないか併せて検討を促進していく。

【参考】市町村の集落協定の広域化等に対する推進方針(抜粋)

広域化の意向がある集落に指導を行う。また、団地の合計面積が1haを下回る協定については近隣の協定との統合を推進する。【霧島市】

【参考】市町村の廃止意向の協定に対する働きかけの方針(抜粋)

廃止意向の協定は、多くが高齢化によるリーダーと担い手の不足によるものである。集落戦略の作成により、協定農地の担い手を確保する。【霧島市】

1の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

一定程度、適切な取組が行われている。

- 前問の要望があるにも関わらず約9割の集落協定で継続の意向があることは、この取り組みが対象者にとって有効なものだと大いに評価出来る。また継続の中でも1割強の協定が広域化を目指していることは、問題解決のために有効な手段、流れだと捉えられていることが分かる。廃止意向の協定数が1割に上る事実は重く受け止めなければならない。協定廃止の理由の精査が不可欠で、上記広域化も含め早急に問題解決の糸口を探して欲しい。
- 今後も進む協定参加者の高齢化に配慮した制度継続が必要。(拡大・維持・縮小・非継続(廃止)等))の分析と本県の高齢化の進行に配慮した制度内容の見直しとそれらのフォローアップが求められる。
- その意味からも、リーダーの育成は喫緊の課題。協定の意義が伝わる取り組みをさらに推進すべき。
- さらなる集落協定の広域化に向けて前年度実績を踏まえて、手厚い支援が必要かもしれない。

2. 協定の役員

(1)集落協定

① 代表者

年齢	~59歳	77 人 (12%)	60~69歳	236 人 (37%)	70~79歳	279 人 (44%)	80歳~	40 人 (6%)
代表者になってからの 年数	~2年	99 人 (16%)	3年~7年	241 人 (38%)	8年~	292 人 (46%)		
次期対策での代表者の 継続の目途	ある	468 (協定 81%)	ない	110 (199	協定		

② 事務担当者(会計)

年齢	~59歳	155 人 (25%)	60~69歳	275 人 (44%)	70~79歳	184 人 (29%)	80歳~	18 人 (3%)
担当者になってからの 年数	~2年	85 人 (13%)	3年~7年	246 人 (39%)	8年~	301 人 (48%)		
次期対策での担当者の 継続の目途	ある	561 (9	協定	ない	17 (3%	協定		

③ 事務委託等の状況

事務委任の有無			現	.在		今後			
なし		618	協定	97.8	%	562 協定	88. 92	%	
あり			協定	2.22	%	16 協定	2. 532	%	
	行政書士・公認会計士		協定	0	%	1 協定	6. 25	%	
	事務組合		協定	0	%	1 協定	6. 25	%	
	NPO		協定	0	%	協定	0	%	
委 任 先	集落法人		協定	0	%	協定	0	%	
先	J A		協定	0	%	協定	0	%	
	土地改良区	9	協定	64. 3	%	7 協定	43. 75	%	
	個人	5	協定	35. 7	%	7 協定	43. 75	%	
	その他		協定	0	%	協定	0	%	

(2) 個別協定

交付対象者

交付対象者	個人	2 協定 (100%)	法人	協定 (0%)	任意 組織	協定 (0%)	その他	協定 (0%)
年齢	~59歳	1 (50%)	60~ 69歳	人 (0%)	70~ 79歳	1 人 (50%)	80歳~	人 (0%)
後継者の有無	いる	1 (協定 50%)	ミいな	V)	1 協定 (50%)		

2の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

集落協定について、約5割の代表者、約3割の事務担当者が70歳以上となっており、今後も活動が継続できるよう負担を軽減するため、協定の広域化や事務作業の委託等を促進していく必要がある。

個別協定について、後継者がいない協定に対して、周辺の集落協定との合併・広域化について検討を促進する必要がある。

【参考】2の(1)及び(2)について市町村の所見(抜粋)

役員へ書類作成等の負担がなるべくかからないよう協力体制を図っていきたい。 【南さつま市】

2の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

適切な取組には、さらに努力が必要。

- 制度創設時と比べて、過疎化・高齢化がさらに進行し、また、農産物価格の低迷など農業を取り巻く情勢が一層厳しくなっているため、さらに、地域が取り組みやすい制度設計とする必要がある。
- 高齢化している地区への事務作業の委託促進が必要。
- 運営体制の複数人化、事務委託、報酬の見直し、外部施策(農村RMO)の利用などによって、高齢化、意欲の低下、担い手不足に対応出来る体制の構築が必要ではないか。
- 若い方は社会の課題を解決したいという思いが強く、その課題に対して投資をしてビジネスにするという流れが増えているように思う。農業をビジネスとして展開するために、若い世代の取組をサポートするシステムが必要。